

基準3 階数及び床面積の解釈に関する基準

令及び規則における消防用設備等の技術上の基準を運用する場合の防火対象物に係る階数及び床面積の解釈については、次によること。

- (1) 階数については、建基令第2条第8号の規定の例によること。
- (2) 床面積については、特別の場合を除くほか、「床面積の算定方法について」(昭和61年4月30日建設省住指発第115号)の規定の例によること。
- (3) 前項に定める特別の場合とは、次に定める場合をいう。◇
 - ア 倉庫内に積荷用の作業床が存する場合は、棚とみなされる構造(積荷を行う者が棚状の部分の外にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの)を除き、床面積に算入するものとする。
 - イ 駐車の用に供する部分の床面積は、次により算定するものとする。
 - (7) 主として自動車を駐車する部分のほか、これに接する駐車場内の車路、駐車場に至る傾斜路、進入路等、駐車する部分が存しないものを含む。
 - (イ) 自走部分を有さず、パレットに車両を乗せ、昇降機等の機械装置により駐車させる構造のもの(例 メリーゴーランド式立体駐車場、リフト式多段式駐車場等)には、外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をもって床面積とする。
 - (ロ) グレーチング床等で築造された自走部分を有する立体駐車場の床面積は、グレーチング床等の壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をもって各層の床面積とする。
 - ウ 駐輪の用に供する部分で、床として認識することが困難な形状の部分については、外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をもって床面積とする。
 - エ その他第1号及び第2号の規定により算定することが不相当である場合。